

宮崎県東京ビル情報発信スペース等個人利用要領

この要領は宮崎県東京ビル1階(以下「当施設」という。)の情報発信スペース及びコワーキングスペース(以下「情報発信スペース等」という。)の個人利用にあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 情報発信スペース等の利用は、首都圏における宮崎県の多様な魅力(食、文化、自然、ライフスタイル等)の発信(以下「宮崎県 PR」という。)及び宮崎県出身者や宮崎県に関心を持つ者などとの交流促進(以下「関係人口創出」という。)に資することを目的とする。

(利用場所)

第2条 利用場所は、東京都千代田区九段南 4 丁目 8 番 2 号に設置する当施設とする。

(利用対象設備)

第3条 利用対象設備は次の各号のとおりとする。

- (1) 情報発信スペース及びコワーキングスペース
- (2) 電源、無線 LAN (Wi-Fi)

(利用日時等)

第4条 利用日は、年末年始(12月29日から1月3日までの期間をいう。)、日曜日及び祝日を除いた日とする。

- 2 利用時間は、原則、午前9時00分から午後8時00分までとする。
- 3 利用は、原則として先着順とする。
- 4 イベント開催時は、個人利用を休止する場合がある。
- 5 当施設において、天変地異その他やむを得ない事由により上記利用時間内においても利用を休止する場合がある。
- 6 宮崎県東京事務所長(以下「東京事務所長」という。)は、当施設の運営管理上、必要があると認めるときは、利用時間等を変更することができる。

(利用資格)

第5条 利用者は、第1条に定める目的を理解し、当施設の運営スタッフ、他の利用者及び宮崎県関係者との交流やコミュニティづくりに寄与する者で、第8条に定める会員登録を行った者とする(以下「利用者」という。))。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、利用できない。

- (1) 暴力団関係者と認められる場合
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- (3) 暴力団若しくは暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (4) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合(密接な関係とは、友人

又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合である。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。)

(5) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合(社会的に非難される関係とは、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)

(6) 暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合

(利用用途)

第6条 利用者は、第1条に定める目的をふまえ、他の利用者や運営受託者等との交流を前提に、次の各号の用途で利用できるものとする。

- (1) 利用者自らの業務又は作業、打ち合わせ等
- (2) その他、東京事務所がその利用を認めるもの

(利用料金)

第7条 利用料、付帯する設備・備品等の利用料及び光熱水費は無料とする。

(会員登録及び利用)

第8条 利用を希望する者は、本要領を承諾の上、会員登録システム(LINE 連携)にて会員登録を行うものとする。

- 2 登録内容に変更が生じた場合には、必要に応じて登録事項の修正を行うものとする。
- 3 利用する際は、利用希望当日に情報発信スペース等において利用開始及び終了の手続きを行うものとする。

(利用者情報)

第9条 情報発信スペース等の運営を円滑に行うために、取得した利用者の氏名、電話番号、電子メールアドレスなどの情報を、情報発信スペース等の休止情報周知、イベント告知、緊急時の連絡等に利用する場合がある。なお、利用者から取得した個人情報は、適切かつ厳重に管理、取り扱うこととする。

(利用者の責務)

第10条 利用者は次の各号をあらかじめ承諾し、遵守するものとする。

- (1) 運営受託者及び他の利用者、その他の関係者等と協調性をもって利用すること
- (2) 本要領及び利用の手引き等を遵守すること
- (3) 利用者は、当施設の利用後、原状回復を行うこと
- (4) ごみ処理については、分別等について運営受託者の指示に従うこと。なお、ごみの量や種類によってはごみの処理を利用者の責任で行ってもらう場合がある。

(利用者の禁止事項)

第11条 利用者による次の各号に該当する行為は禁止する。

- (1) 当施設が管理する物品の損壊・持ち出し

- (2)酒類の持ち込み
- (3)指定場所以外での飲食
- (4)指定喫煙所以外での喫煙
- (5)危険物(銃砲、刀剣、爆発性・発火性のある物品等)・不潔物・騒音または悪臭を発するものの持ち込み
- (6)動物の持ち込み(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)
- (7)当施設の無線 LAN(Wi-Fi)を利用しての以下の行為
 - ア 特定または不特定多数に大量のメールを送受信する行為
 - イ コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN(Wi-Fi)を通じて提供、送受信する行為
 - ウ 大容量のデータ送受信など、無線 LAN(Wi-Fi)の通信を逼迫させ良好な通信を阻害するような行為
 - エ 犯罪的行為、公序良俗に反する行為もしくはそれらのおそれのある行為または運営受託者が不適切と判断する行為
 - オ 第三者に不利益または損害を与える行為、第三者を誹謗中傷する行為またはそれらのおそれがある行為
- カ物品の売買
- (9)営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む。)や政治活動、署名活動、宗教活動
- (10)他の利用者や運営スタッフに対する暴力行為、脅迫行為
- (11)他の利用者や運営スタッフに対する待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為
- (12)他の利用者や運営スタッフ、当施設運営業務を妨害する行為
- (13)他の利用者や運営スタッフ等を誹謗・中傷する行為
- (14)当施設の秩序を乱す行為
- (15)公序良俗に反する行為
- (16)その他、東京事務所長または運営受託者が不適切と判断する行為

(通信環境等)

第12条 無線 LAN(Wi-Fi)はインターネットへの接続を保証するものではなく、接続できなかったことによるいかなる損害も県及び運営受託者は補償しない。

2 この無線 LAN(Wi-Fi)に接続して生じたいかなる損害も県及び運営受託者は補償しない。

3 運営スタッフは、インターネットへの接続及び PC 等に関するサポートは行わないものとする。

(守秘義務)

第13条 利用者は、利用にあたって知り得た県及び運営受託者、他の利用者又は第三者の業務上、技術上、その他一切の秘密情報(以下「秘密情報」という。)を公表、漏洩、第三者へ開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報にあたらない。

- (1)その情報を知った時に、既に公知の情報
- (2)その情報を知った時に、既に利用者が適法に保有していた情報
- (3)その情報を知った後に、利用者の責によらず公知となった情報

(私物の管理)

第14条 利用者は、私物を当施設に放置せず、自らの責任で管理するものとする。また、万が一、利用者の私物に紛失、盗難、破損、汚染等が生じても、県及び運営受託者は一切責任を負わないものとする。

2 当施設内に忘れ物又は持ち主不明の物があつた場合、警察に届け出るものとする。

(指示)

第15条 東京事務所長または運営受託者は、情報発信スペース等の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な指示をすることができる。

(利用中止及び登録の取消し等)

第16条 東京事務所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を中止させ、かつ、会員登録を取り消すことができる。

- (1)本要領、情報発信スペース等の手引き、関係する法令、及びその他規程等に違反したとき
- (2)第15条に定める指示に従わないとき
- (3)他の利用者、当施設及び近隣に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (4)虚偽の情報をもとに会員登録を受けたとき

(賠償責任)

第17条 利用者は、情報発信スペース等の施設・設備等を損傷又は滅失したときは、ただちに運営受託者に申し出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第18条 次の各号の事由により利用者が被った損害について、県及び運営受託者は責任を負わないものとする。

- (1)利用者の所持品の盗難・紛失により被った損害。
- (2)情報発信スペース等内での情報漏洩により被った損害
- (3)地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信設備やその他諸設備の不調や故障及び偶発事故、その他県及び運営受託者の責に帰することのできない事由による損害
- (4)当施設の利用を制限したことによる損害
- (5)利用者が他の利用者やその他の第三者の行為により被った損害

(準拠法及び管轄裁判所)

第19条 この要領の解釈・適用は、日本国法に準拠するものとする。

また、この要領に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(要領の改定及び効力)

第20条 東京事務所長は、この要領及び情報発信スペース等の運営に関する事項を改定することができるものとし、その効力は全ての利用者に及ぶものとする。

(雑則)

第21条 この要領に定めるもののほか、利用について必要な事項は、東京事務所長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和8年 10 月1日から施行する。